



食品表示ウォッチャー募集！

熊本県では、販売店での適正な食品表示を確保するため、消費者の方々にボランティアで「熊本県食品表示ウォッチャー」として活動いただいております。

食品表示ウォッチャーは何をするの？

普段の買い物で、食品表示の記載不備等を見つけた場合に県への連絡をお願いしています。

食品表示について学ぶ講習会も開催しており、受講された方はどなたでもウォッチャーになることができます。

ウォッチャーになるメリットは？

- ・食品表示の決まりを無料で学べて、商品選択の際に活かすことができます。
- ・毎年度、更新者に対し、フォローアップ研修会を開催しており、制度が変化しても学ぶことができます。

ウォッチャーの申込要件は？

- ・満 18 歳以上の方
- ・熊本県内に居住し、日常生活の中で食品の買い物を行っている方
- ・原則として、熊本県が行うウォッチャー登録の講習会に参加可能な方

ウォッチャーはどうやって登録されるの？

申し込みされた方を「熊本県食品表示ウォッチャー」として登録し、登録証を交付します。

登録期間は 2 年間で、希望される方は更新することができます。

講習会の場所と日時は？

令和 3 年 1 月 22 日（金）に熊本県庁本館 13 階 1303 会議室で行います。

時間は 13：30～15：00 です。

◎出前形式による講習会も行っております！

下の宛先に御連絡ください！

どうやって申し込むの？

裏面の申込書に御記入のうえ、下記の宛先に、FAX、メール、郵送のいずれかで御提出ください。

奮って御参加ください！

※当講習会は、新型コロナウイルス感染症防止のため、以下の対策を徹底して開催します。

①入口に手指消毒液を設置する。 ②定期的にドアや窓を開けて換気を行う。 ③人と人との間隔は十分に確保する。

宛先はコチラ！

熊本県くらしの安全推進課 担当 合志

電話：096-333-2290

FAX：096-382-7403

E-MAIL: anzensuishin@pref.kumamoto.lg.jp

〒862-8570

熊本市中央区水前寺 6 丁目 18-1

待ってるモン！



熊本県食品表示ウォッチャー登録申込書

下記の事項に同意し、熊本県食品表示ウォッチャーの登録を申し込みます。

記

- 1 公正中立に活動を行います。
- 2 熊本県食品表示ウォッチャー設置要項（以下「要項」という。）の定めるところにより活動します。
- 3 要項等で定める以外の活動を行う場合に、熊本県食品表示ウォッチャーを名乗ることはしません。
- 4 自己責任の原則に基づき、良識ある社会人として熊本県食品表示ウォッチャーの活動を行います。

年 月 日

（ふりがな） 氏 名	（ ）
生年月日	年 月 日生 （ 満 歳 ）
職 業	
連 絡 先	（住所） 〒 — （電話番号） _____ （携帯番号） _____ （FAX番号） _____ （メールアドレス） _____